

最高人民裁判所
裁判官評議会

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

番号: 03/2015/NQ-HĐTP

ハノイ, 2015 年 10 月 28 日

判例の選定, 公布及び適用の手続に関する議決¹

最高人民裁判所裁判官評議会

- 人民裁判所組織法 (第 62/2014/QH13 号) に基づき;
- 法規範文書発行法 (第 17/2008/QH12 号) に基づき;
- 最高人民検察院長官及び司法大臣の統一した意見を得て;

決議する:

第 1 条 判例及び判例の法的効力

判例は, 具体的事件について裁判所の法的効力を有する判決又は決定における立論又は判断で, 各裁判所が審理において研究及び適用するため, 最高人民裁判所裁判官評議会に選定され, 最高人民裁判所長官により判例として公布されるものをいう。

第 2 条 判例選定基準

判例は, 以下の各基準を満たさなければならない:

1. 異なる見解がある法令の規定を明確にするための立論; 各争点又は法的事項の分析又は解釈及び具体的な事件において適用すべき原則, 処理の方針又は法令の規範を含むこと。
2. 標準性を有すること。
3. 審理における法令の統一的適用を案内する価値を有し, 同様な状況又は法的事項を有する複数の事件が同様に解決されなければならないよう保障すること。

第 3 条 判例候補²を提案するための判決及び決定の精査³, 発見

1. 判例候補を提案するための判決及び決定の精査, 発見は, 次のとおり実施される:
 - a) 省, 中央直轄市人民裁判所長官, 軍区及びこれに相当する軍事裁判所長官は, 案内を必要とする諸問題を提案するため, 審理実務の統括を行う; この議決第 2 条において案内する基準に基づき, 自らの裁判所, 土地管轄の範囲に属する

¹ 原題は「Nghị Quyết về quy trình lựa chọn, công bố và áp dụng án lệ」で, 本稿は 2015 年 12 月 16 日現在の仮訳（酒井直樹 JICA 長期専門家翻訳, グエン・ドゥック・ヴィエット客員研究員監修）である。

² 原文は「phát triển thành án lệ」であり, 直訳すると「判例に発展して成るもの」と理解されることから, ここでは意訳した。

³ 原文は「rà soát」。後から見直すという意味で, 英語では「review」などと訳されている。

各裁判所の法的効力を有する各判決又は決定を精査、発見し、及び省、中央直轄市人民裁判所裁判官委員会、軍区及びこれに相当する軍事裁判所裁判官委員会に検討、評価を提議する。

検討、評価された判決又は決定がこの議決第 2 条において案内する各基準を満たす内容を有する場合は、省、中央直轄市人民裁判所長官、軍区及びこれに相当する軍事裁判所長官は、(法制・科学管理部を通じて) 最高人民裁判所に報告を送付し、その中で、選定判例の提案に関連する審理実務及び法令の評価；判例候補となるため選択、提案する内容を含む判決又は決定の特定；判例として選択、提案する内容；省若しくは中央直轄市人民裁判所裁判官委員会又は軍区及びこれに相当する軍事裁判所委員会の評価意見を記載する(提案される判決又は決定を添付する。)。

- b) 高級人民裁判所長官、中央軍事裁判所長官は、案内を必要とする諸問題を提案するため、審理実務の統括を行う；この議決第 2 条において案内する基準に基づき、自らの裁判所の法的効力を有する各判決又は決定を精査、発見し、及び高級人民裁判所裁判官委員会、中央軍事裁判所裁判官委員会に検討、評価を提議する。

検討、評価された判決又は決定がこの議決第 2 条において案内する各基準を満たす内容を有する場合は、高級人民裁判所長官、中央軍事裁判所長官は、(法制・科学管理部を通じて) 最高人民裁判所に報告を送付し、その中で、選定判例の提案に関連する審理実務及び法令の評価；判例候補となるため選択、提案する内容を含む判決又は決定の特定；判例として選択、提案する内容；高級人民裁判所裁判官委員会又は中央軍事裁判所裁判官委員会の評価意見を記載する(提案される判決又は決定を添付する。)。

- c) 最高人民裁判所の各監督検査部署の部長は、この議決第 2 条において案内する基準に基づき、最高人民裁判所裁判官評議会の各監督審決定及びその他の裁判所の法的効力を有する各判決又は決定を精査、発見し、最高人民裁判所法制・科学管理部に報告を送付し、その中で、選定判例の提案に関連する審理実務及び法令の評価；判例候補となるため選択、提案する内容を含む判決又は決定の特定；判例として選択、提案する内容を記載する(提案される判決又は決定を添付する。)。
- d) 個人、機関、組織は、(法制・科学管理部を通じて) 最高人民裁判所に対し、判例候補として、この議決第 2 条に規定する各基準を満たす裁判所の法的効力を有する各判決又は決定の選定提案を送付することができる。

2. 判例候補の提案のための各裁判所の判決又は決定の精査、発見は、6か月の定期に行われる。

第 4 条 判例候補として選択、提案された判決又は決定に対する意見聴取

1. この議決第 3 条 1 項の案内に従い判例候補として提案された各判決又は決定が添付された報告を受け取ってから、最高人民裁判所法制・科学管理部は、直ちに、各機関、組織及び個人が意見を審査するため、2か月以内の期限で、提案された各判決、決定及び判例として選定提案された内容を「Tạp chí Tòa án nhân dân」(人民裁判所雑誌)，最高人民裁判所ポータルサイトに掲載する。必要がある場合は、国会議員、専門家、科学者、実務家、関係する機関、組織の意見聴取ワー

クショップを組織することができる。

2. この条第 1 項による意見聴取期間が終了してから 1 か月以内に、最高人民裁判所法制・科学管理部は、最高人民裁判所当該各部局と協同して、聴取された各意見の集約を主宰する；判例として選定提案された判決又は決定の諸内容、機関、組織又は個人から述べられた各意見の研究、評価を行い、最高人民裁判所長官に、判例諮問評議会の意見聴取の検討、決定のため報告する。

第 5 条 判例諮問評議会

1. 判例諮問評議会は、法制・科学管理部の提議に基づき、最高人民裁判所長官が設立し、少なくとも 9 人の委員で構成する。議長は最高人民裁判所科学評議会議長が、副議長 1 人は最高人民裁判所科学評議会副議長が、評議会書記 1 名は最高人民裁判所法制・科学管理部の指導部代表者が、及び各委員は司法省、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会の各代表者、法律に関する主導的各専門家、科学者及び関連する機関又は組織の代表者がなる。

刑事に関する判例について諮問する場合は、判例諮問評議会の構成員は公安省の代表者が含まれなければならない。

2. 判例諮問評議会は、判例として選定、提案された判決又は決定の各内容に対して、討論し、意見を述べる責任を有する。
3. 判例諮問評議会が設立された後、法制・科学管理部は、判例諮問評議会の各構成員に対して、判例諮問提議書類を送付する。

判例諮問提議書類は次のものを含む：最高人民裁判所の諮問提議書、最高人民裁判所法制・科学管理部の判例として選定、提案された各判決又は決定の内容に関する研究、評価結果報告；判例として選定、提案された判決又は決定の各内容に対する聴取意見の総合書；判例として選定、提案された各判決又は決定。

4. 諮問提議書類を受け取ってから 15 日以内に、判例諮問評議会議長は、判例として選定、提案された判決又は決定の各内容に関する討論、意見陳述のため、会合を組織し、最高人民裁判所長官に、（判例諮問提議書類を添付して）諮問会合の結果を報告する。

第 6 条 判例の採択

1. 判例諮問評議会の報告に基づき、最高人民裁判所長官は、討論し、及び判例の採否を表決するため、最高人民裁判所裁判官評議会全体会合を組織する。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会合は、総構成員の少なくとも 3 分の 2 の参加がなければならない；最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、裁判官評議会の総構成員の過半数の賛成投票による。
3. 判例の採択表決の結果は、裁判官評議会の会合議事録に記録されなければならず、最高人民裁判所長官が判例を公布するための根拠となる。

第 7 条 判例の公布

1. 最高人民裁判所裁判官評議会が判例を採択した後、最高人民裁判所長官は、判例を公布する。
2. 判例は、以下の諸内容を含み、公布されなければならない：
 - a) 裁判所により解決された事件の名称；
 - b) 判例を含む裁判所の判決又は決定の事件番号；
 - c) 判例において解決された法的問題に関するキーワード；

- d) 判例に関連を有する事件の事情及び裁判所の判断；
 - d) 判例において解決された審理の案内の価値を有する法的問題。
3. 判例は、人民裁判所雑誌 (*Tạp chí Toà án nhân dân*) 及び最高人民裁判所のポータルサイトに掲載され；各裁判所に送付され、及び 12 か月定期で発行する判例集に掲載される。

第 8 条 審理における判例の適用の原則

1. 判例は、公布の日又は最高人民裁判所長官の判例公布決定に記載された日から 45 日以降に、審理において、研究、適用される。
2. 審理の際、裁判官、人民参審員は、類似の諸事件を解決するため判例を研究、適用し、互いに類似する事情又は法的事項を有する諸事件は互いに同様に解決されるよう保障しなければならない。判例を適用する場合は、判例を含む裁判所の判決又は決定の事件番号、判例において言及された類似の事件の性質、事情及び審理中の事件の性質、事情、判例における法的問題は、裁判所の判決又は決定において引用、分析、明確にされなければならない；判例を適用しない場合は、裁判所の判決又は決定において、分析、立論し、理由を示さなければならない。
3. 法律、国会議決、国会常務委員会令、国会常務委員会議決、政府議定の変更により判例がもはや適合しない場合は、裁判官及び人民参審員は、判例を適用しない。
4. 状況の変化により判例がもはや適合しない場合は、裁判官及び人民参審員は判例を適用しないのと同時に、最高人民裁判所裁判官評議会に対し（法制・科学管理部を通じて），この議決第 9 条 2, 3, 4 項の案内に従い、廃止の審理のため、直ちに建議しなければならない。

第 9 条 判例の廃止、変更

1. 法律、国会議決、国会常務委員会令、国会常務委員会議決、政府議定の変更により、判例がもはや適合しない場合は、判例は、当然に廃止される。
2. 状況の変化により、判例がもはや適合しないが、新しい法令の規定がまだない場合は、最高人民裁判所裁判官評議会は、判例の廃止を検討する責任を有する。
この議決第 3 条 1 項が案内する判例候補の提案のため判決及び決定の精査、発見の権限を有する者は、最高人民裁判所裁判官評議会に対し（法制・科学管理部を通じて），判例を廃止、変更するよう建議する権利を有する。
3. 裁判合議体⁴が判例を適用せず、及び判決又は決定において分析、立論し、理由を示している場合は、宣告後直ちに、最高人民裁判所に（法制・科学管理部を通じて），当該判決又は決定を添付して、判例変更の建議を送付しなければならない。
4. この条第 2 項及び 3 項の案内により判例の廃止、変更の検討の建議を受け取ったときは、法制・科学管理部は、直ちに研究し、判例の廃止、変更を審理するための最高人民裁判所裁判官評議会全体会合を組織するため、最高人民裁判所長官に報告する。

⁴ 原文では「Hội đồng xét xử」。各訴訟法の規定により裁判官及び人民参審員又は裁判官のみで構成され、具体的事件の処理に当たる合議体を意味する。

5. 最高人民裁判所裁判官評議会は、この条第 2 項及び 3 項に掲げる場合については、この議決第 6 条 2 項の案内原則に従い、判例の廃止又は変更の可否を表決する会議を開く。

最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の表決結果に基づき、判例の廃止又は変更を公布し、その中で判例の廃止又は変更の時点を確定する。

判例の廃止又は変更の決定は、人民裁判所雑誌及び最高人民裁判所のポータルサイトに掲載され、各裁判所に送付されなければならない。

第 10 条 施行・効力

- この議決は、最高人民裁判所裁判官評議会が 2015 年 10 月 19 日に採択し、2015 年 12 月 16 日から施行される。
- 施行の過程において、もし補充の説明又は案内が必要となる問題が生じたときは、適時に、補充の説明又は案内のため、最高人民裁判所に対して反映するよう提議する。

受領先:

- 国会常務委員会 ;
- 国会法令委員会 ;
- 国会司法委員会 ;
- 党中央事務局 ;
- 国家主席事務局 ;
- 首相府に 2 部 (公報掲載のため) ;
- 最高人民検察院 ;
- 司法省 ;
- 公安省 ;
- 各級の各人民裁判所及び各軍事裁判所 ;
- 各裁判官及び最高人民裁判所の各单位 ;
- 留置 : 文書／書記室 (最高人民裁判所／法制・科学管理部)

} 監察のため
} 報告のため
} 協同のため

裁判官評議会を代表して
長 官

チュオン・ホア・ビン

判例の選定、採択会合議事録の様式

(2015 年 10 月 28 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2015/NQ-HDTP 号に添付し発行)

最高人民裁判所
裁判官評議会

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 201_年_月_日

会合議事録
判例の選定、採択

- 2014 年人民裁判所組織法第 22 条に基づき；

- 判例の選定、公布及び適用の手続に関する 2015 年 10 月 28 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2015/NQ-HDTP 号に基づき；

____年____月____日⁽¹⁾、最高人民裁判所裁判官評議会は、判例の選定、採択のため、会合を組織した。

I. 会合参加者 :

- 会合は、最高人民裁判所裁判官評議会構成員である ____人⁽²⁾がが参加した。

- 議長 : _____同志

- 議事録作成者 : _____

II. 会合の内容⁽³⁾

.....
.....
.....

III. 判例の採択表決の結果⁽⁴⁾

討論の後、裁判官評議会は表決した；結果は以下のとおり：

- 判例採択に賛成の構成員の人数 :

- 判例採択に反対の構成員の人数 :

- その他の意見 :

会合は、____年____月____日____時____分に終了した。

議長

議事録作成者

⁽¹⁾ 裁判官評議会が会合を組織した年月日を記載する。

⁽²⁾ 会合に参加した最高人民裁判所裁判官評議会構成員の人数を記載する。

⁽³⁾ 会合における発表及び討論の内容を記載する。

⁽⁴⁾ それぞれの判例に対する採択の表決結果。

判例公布決定の様式

(2015 年 10 月 28 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2015/NQ-HDTP 号に添付し発行)

最高人民裁判所

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

番号 /QĐ-CA

ハノイ, 201_年_月_日

判例公布決定

最高人民裁判所長官

- 2014 年人民裁判所組織法第 27 条に基づき ;
- 判例の選定, 公布及び適用の手続に関する 2015 年 10 月 28 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2015/NQ-HDTP 号に基づき ;
- ___ 年 ___ 月 ___ 日会合議事録における最高人民裁判所裁判官評議会の判例の選定及び採択表決の結果に基づき

決定する :

第 1 条 最高人民裁判所裁判官評議会が採択した...⁽¹⁾ の判例を公布する (判例は添付のとおり)。

第 2 条 各人民裁判所及び軍事裁判所は, _____⁽⁶⁾ 日から, 審理において各判例を研究, 適用する責任を有する。

第 3 条 この決定は, 署名の日から効力を有する。

受領先 :

長官

- 国会常務委員会 (報告のため) ;
- 国会司法委員会 ;
- 中央内政部 ;
- 中央司法改革指導部 ;
- 国家主席事務局 ;
- 最高人民検察院 ;
- 司法省 ;
- 公安省 ;
- 各人民裁判所及び軍事裁判所 ;
- 各裁判官及び最高人民裁判所各单位 ;
- 人民裁判所雑誌 (掲載のため) ;
- 留置 : 文書／書記室 (最高人民裁判所／法制・科学管理部)

⁽¹⁾ 採択された判例の数を記載する。

⁽⁶⁾ 議決第 8 条 1 項の案内に従い計算する。

判例廃止決定の様式

(2015 年 10 月 28 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2015/NQ-HDTP 号に添付し発行)

最高人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号 : /QĐ-CA

ハノイ, 201_年_月_日

判例廃止決定

最高人民裁判所長官

- 最高人民裁判所組織法第 62/2014/QH13 号第 27 条に基づき ;
- 判例の選定, 公布及び適用の手続に関する 2015 年 10 月 28 日最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2015/NQ-HDTP 号に基づき ;
- ___ 年 ___ 月 ___ 日会合議事録における最高人民裁判所裁判官評議会の判例の廃止の採択表決の結果に基づき

決定する :

第 1 条 以下の判例を廃止する :⁽¹⁾

.....
.....
.....

第 2 条 この決定は, 署名の日から効力を有する。

受領先 :

長官

- 国会常務委員会 (報告のため) ;
- 国会司法委員会 ;
- 中央内政部 ;
- 中央司法改革指導部 ;
- 国家主席事務局 ;
- 最高人民検察院 ;
- 司法省 ;
- 公安省 ;
- 各人民裁判所及び軍事裁判所 ;
- 各裁判官及び最高人民裁判所の各単位 ;
- 人民裁判所雑誌 (掲載のため) ;
- 留置 : 文書／書記室 (最高人民裁判所／法制・科学管理部)

⁽¹⁾ 議決第 7 条 2 項の案内に従い判例の内容を記載する。